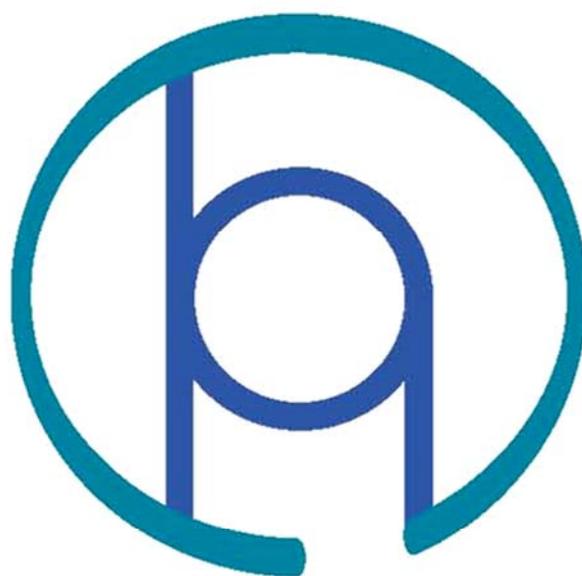


平成27(2015)年度  
免許状更新講習受講者募集要項  
【選択：健康教育推進へのステップ】



HYOGO University

兵庫大学・兵庫大学短期大学部

◆開設する講習領域及び日程

<選択領域> (各6時間)

- 「健康教育推進へのステップ①」平成27年8月9日(日)
- 「健康教育推進へのステップ②」平成27年8月10日(月)
- 「健康教育推進へのステップ③」平成27年8月11日(火)

} 6時間(1日)毎の  
申込が可能です。

※詳細な日程については「平成27年度免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】時間割(p.6-7)」を参照してください。

※やむを得ない事情で講習中止となった場合は、8月12日(水)を振替日とします。

◆講習内容等

開設する講習内容等については「平成27年度免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】シラバス(p.8-10)」を参照してください。

◆受講人数(定員)及び受講対象者

受講人数(定員):50人(各回)

受講対象者:平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方で、現職教員等※のうち、次表の生年月日に該当する方。

	生年月日	最初の 修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
①	昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
	昭和45年4月2日～ 昭和46年4月1日		
	昭和55年4月2日～ 昭和56年4月1日		
②	昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
	昭和46年4月2日～ 昭和47年4月1日		
	昭和56年4月2日～		
	昭和57年4月1日		

講習の名称	講習日	主な受講対象者
健康教育推進へのステップ①	8/9(日)	小学校教諭、中学校教諭(保健体育)、高等学校教諭(保健体育)、特別支援学校教諭(保健体育)、養護教諭
健康教育推進へのステップ②	8/10(月)	
健康教育推進へのステップ③	8/11(火)	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭、養護教諭

※講習が受講できるのは、教員、採用内定者のほかに、過去に教員として経験がある方、臨時任用(または非常勤)教員リスト掲載者などです。

#### ◆申込方法

申込期間中に、次の必要書類①～③を一括して、特定記録郵便またはレターパックライトで送付してください。また、大学窓口（学長室）に必要書類をお持ちいただいても受付いたします。

##### 【必要書類】

#### ①「平成 27 年度免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】受講申込書（様式 1）」

様式 1 に必要事項を記入し写真貼付の上、所属長等の受講資格確認証明を受けてください。

#### ②「平成 27 年度免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】事前調査書（様式 2）」

様式 2 に必要事項を記入してください。

「事前調査」とは、講習についての意向や要望等を把握することを目的として、受講者に対して実施するものです。（免許状更新講習規則第 7 条）

なお、いただいた要望等が講習内容に直接反映されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

#### ③「レターパックライト」（本学から受講者へ受講証を送付するときに使用します）

レターパックライトの宛名欄に、受講者の郵便番号、住所、氏名を記入し、同封してください。折り曲げて送付いただいかまいません。（レターパックライトは、郵便局で購入できます。）

※上記 3 点の同封物のうち、③レターパックライトの同封漏れのケースが多く見受けられますのでご注意ください。

#### ◆申込期間

平成 27 年 5 月 11 日（月）～6 月 19 日（金）まで（必着）  
（本学窓口での申込は、6 月 19 日（金）の 17 時まで）

#### ◆申込先

〒675-0195 加古川市平岡町新在家 2301 番地  
兵庫大学 学長室 免許状更新講習係 宛

#### ◆講習受講手続きについて

講習の定員（50 人）に達した時点で、受付を終了させていただきます。

受講が決定した方には、受講料振込み通知書を送付いたしますので、期限までに受講料のお振込みをお願いします。振込手数料は各自ご負担ください。（受講をキャンセルする場合は、必ずご連絡ください。）

払込期限後、入金確認ができた方に対して「受講証」を送付いたします。

なお、定員到達後に申込をされた方及び辞退者には、「平成 27 年度免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】受講申込書（様式 1）」及び「平成 27 年度免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】事前調査書（様式 2）」を返却いたします。

#### ◆講習開講人数について

受講者人数が 25 人未満 の場合については、講習は開講いたしませんので、ご了承ください。

#### ◆受講費用

受講費用：講習 1 日につき 6,000 円（3 日間とも受講される方は、18,000 円になります。）

#### ◆講習会場

兵庫大学（加古川市平岡町新在家 2301 番地）

※大学へのアクセスの詳細は、大学ホームページでご確認ください。

※車で来学される方は、入構時に「受講証」を守衛に提示してください。

なお、公共交通機関以外の交通渋滞等による遅刻等については、認定試験を受講する資格を失いますのでご注意ください。

#### ◆受講証明について

更新講習を受講する際には、受講対象者であることを証明する必要があります。

- ①受講対象者は、受講申込書に勤務する学校長、その者を雇用しようとする者、臨時任用（非常勤）リストを作成している者等から受講対象者であることの証明を受けてください。
- ②幼稚園を設置する認可外保育施設で、保育士として勤務されている方は、保育園長（保育所長）ではなく、法人理事長等の設置者の証明を受けてください。
- ③現在勤務をしていない方は、前勤務先又は教育委員会等の証明が必要です。

#### ◆受講の取り消しについて

先着にて受講者を決定していますので、受講取り消しのないようにお願いします。

やむを得ない事情で受講取り消しを行う場合は、「免許状更新講習受講申込取消届（受講料払込書発送時に同封）」を 7 月 17 日（金）（消印有効）までに郵送でご提出ください。受講料納入後に、受講を取り消しされる場合は、各受講料から事務手数料として、1,000 円を差し引いた金額をお返しします。

なお、7 月 18 日（土）以降の取り消しや講習当日の欠席については受講料を返還いたしません。

〔受講申込取消届送付先〕

〒675-0195 加古川市平岡町新在家 2301 番地

兵庫大学 学長室 免許状更新講習（取消）係 宛

#### ◆講習受講に関する注意事項

##### 1. 受付について

- (1) 講習当日の受付は 9 時から行います。9 時 20 分までに受付を済ませて下さい。
- (2) 当日は、本学から送付する「受講証」を必ずご持参ください。

なお、本人確認のため、「本人確認書類（運転免許証、パスポート等）」を受付に提示してください。

##### 2. 遅刻・欠席等について

原則として遅刻・早退・欠席は認めません。公共交通機関の遅れといった理由等により講習開始時間に遅れた場合には、講習開始後 15 分以内に限り、受講を認めます。講習は、途中で早退・欠席された場合には認定試験を受験する資格を失いますのでご注意ください。

### 3. 成績審査の基準について

認定試験における成績審査の基準は、「免許状更新講習成績審査基準(p.11)」のとおりとします。

### 4. その他

- (1) 学内での喫煙場所は指定されています。指定された場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (2) 貴重品や現金等の紛失に関しまして、本学は一切の責任を負いかねます。各自の責任において管理してください。
- (3) 受講中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモード等に設定してください。また、録音・録画及び写真撮影はご遠慮ください。
- (4) 受講日は、**本学の学生食堂は休業日**ですので、各自弁当等をご持参ください。
- (5) 講習中における保険は、受講者各自のご判断により、各自で加入頂きますようお願いいたします。

#### ◆気象警報発令時及び交通機関運休時における取扱い及びその対応について

加古川市に「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合、または交通機関が全面運休となった場合の免許状更新講習の取扱いは以下のとおりとします。講習を中止する場合は、講習当日午前7時頃に、本学のホームページにその旨を掲載いたします。(気象警報発令、解除又は交通機関運行状況の確認は、テレビ・インターネット等の報道によるものとします。)

＜気象警報発令時＞

**講習当日午前7時現在**発令中の場合は、講習を中止します。

＜交通機関（JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄及び山陽電鉄の4社全て）運休時＞

**講習当日午前7時現在**運行していない場合は、講習を中止します。

#### 講習が中止になった場合

○8月12日（水）に振替えます。

振替日に受講できない場合、受講料の返還はいたしませんので、予めご了承ください。

なお、振替日が中止となった場合は、事務手数料として、1,000円を差し引いた金額を返還いたします。

#### ◆事後評価アンケート（免許状更新講習規則第7条）

講習終了後、全ての受講者を対象に事後評価アンケートを実施しますので、必ず提出してください。(このアンケートが成績評価に影響することはありません。)

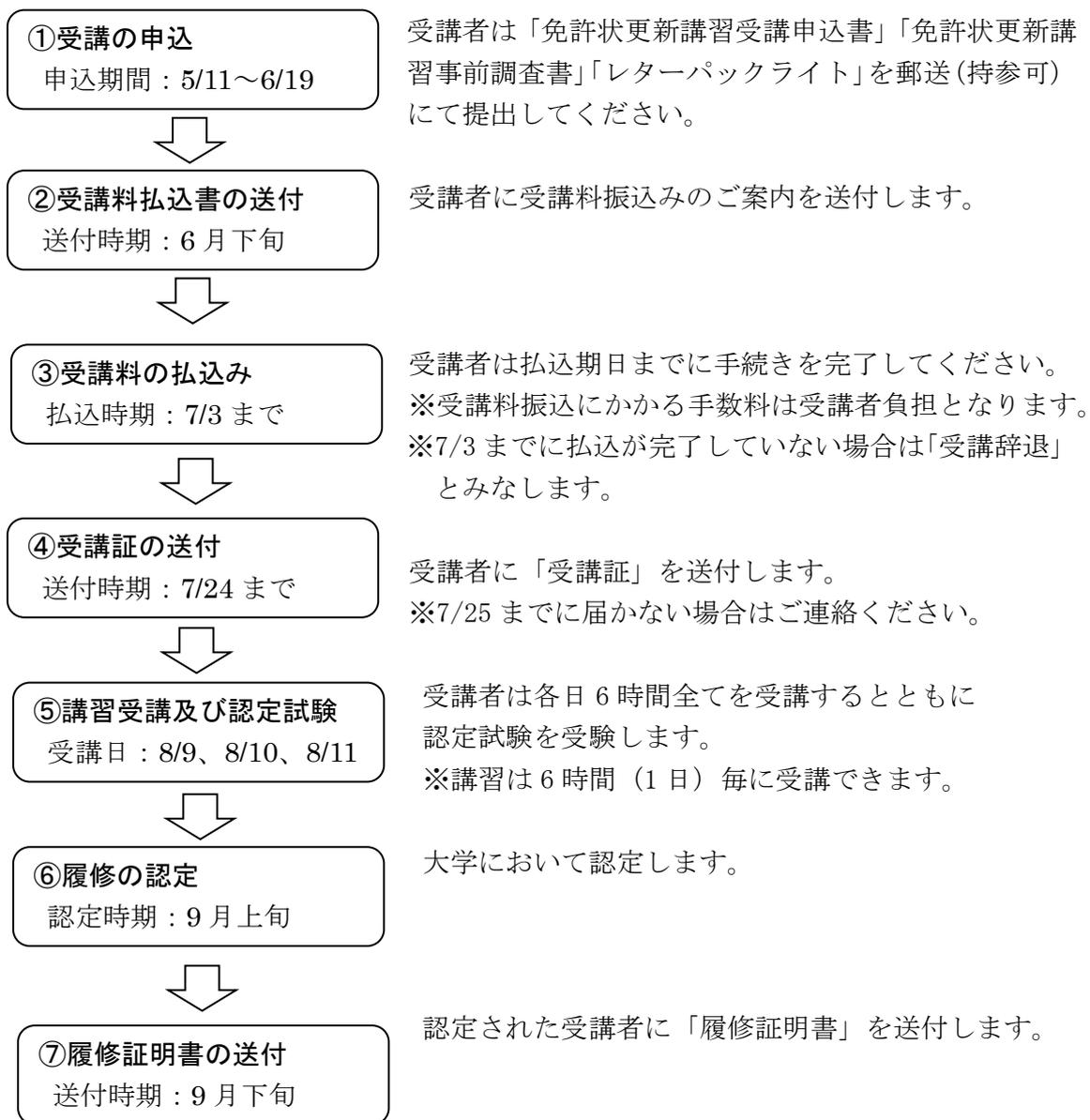
#### ◆受講上、身体上の特別な配慮を必要とされる方へ

本学では、身体に障がいをお持ちの方にもご利用いただくために、キャンパス内の施設・設備の改善に努めておりますが、障がいの状況により対応できないことがあります。お申込みの前に、必ず大学までお問い合わせください。また、本学では、次の点については対応できませんので、予め承知置きください。

- (1) 受講の際、または修了認定試験時におけるノートテイク・手話通訳、移動補助者等の確保

- (2) テキスト等、配付教材の点字化、拡大化、録音教材化、データ等への加工
- (3) 履修認定試験時間の延長

◆受講の申し込みから履修証明書発行までの流れ



◆個人情報の取り扱いについて

本学が取得した個人情報については、免許状更新講習の目的以外に使用しません。

◆履修認定試験の個人成績の開示について

平成27年度免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】の履修認定試験における個人成績を本人に限り開示します。

◆お問い合わせ

ご不明な点は、兵庫大学 学長室 免許状更新講習係までお問い合わせください。

E-mail: mkoushin@hyogo-dai.ac.jp

※受講資格・更新義務の有無・講習修了確認期限・免許申請等については、免許管理者(各都道府県の教育委員会)にお問い合わせください。

平成27年度 免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】時間割

【8月9日（日）】健康教育推進へのステップ①

時間帯	(内訳)	講習内容	教室	担当者
9:00～ 9:20		受付		
9:20～ 9:30		オリエンテーション		
9:30～11:00	( 90分)	講習Ⅰ-① 児童生徒の現代的な健康課題と健康教育		加藤 和代
11:00～11:10	( 10分)	休憩		
11:10～12:10	( 60分)	講習Ⅰ-② 健康課題への対応（特別活動における保健指導①）		加藤 和代
12:10～13:00	( 50分)	昼休み		
13:00～14:30	( 90分)	講習Ⅰ-③ 健康課題への対応（特別活動における保健指導②）		加藤 和代
14:30～14:40	( 10分)	休憩		
14:40～16:10	( 90分)	講習Ⅱ 保健管理から保健指導へ		柴田 順子
16:10～16:20	( 10分)	休憩		
16:20～16:50	( 30分)	試験Ⅰ 児童生徒の現代的健康課題と健康教育/ 健康課題への対応 試験Ⅱ 保健管理から保健指導へ		加藤 和代 柴田 順子
16:50～17:10	( 20分)	事後アンケート		

【8月10日（月）】健康教育推進へのステップ②

時間帯	(内訳)	講習内容	教室	担当者
9:00～ 9:20		受付		
9:20～ 9:30		オリエンテーション		
9:30～11:00	( 90分)	講習Ⅰ-① 保健教育の充実① (学習指導要領改訂の経緯と保健学習)		戸田 芳雄
11:00～11:10	( 10分)	休憩		
11:10～12:10	( 60分)	講習Ⅰ-② 保健教育の充実② (保健の授業づくりと評価)		戸田 芳雄
12:10～13:00	( 50分)	昼休み		
13:00～14:30	( 90分)	講習Ⅰ-③ 保健教育の充実③ (保健の学習指導案の作成(班別))		戸田 芳雄
14:30～14:40	( 10分)	休憩		
14:40～16:10	( 90分)	講習Ⅰ-④ 保健教育の充実④ (作成した学習指導案の発表と評価)		戸田 芳雄
16:10～16:20	( 10分)	休憩		
16:20～16:50	( 30分)	試験Ⅰ 保健教育の充実		戸田 芳雄
16:50～17:10	( 20分)	事後アンケート		

### 【8月11日（火）】健康教育推進へのステップ③

時間帯	(内訳)	講習内容		教室	担当者
9:00～ 9:20			受付		
9:20～ 9:30			オリエンテーション		
9:30～11:00	( 90分)	講習Ⅰ-①	健康に影響を及ぼすパーソナリティ		大平 曜子
11:00～11:10	( 10分)		休憩		
11:10～12:30	( 80分)	講習Ⅰ-②	健康に影響を及ぼすパーソナリティ		大平 曜子
12:30～13:20	( 50分)		昼休み		
13:20～14:50	( 90分)	講習Ⅱ-①	健康行動変容の理論と実践		堤 俊彦
14:50～15:00	( 10分)		休憩		
15:00～16:10	( 70分)	講習Ⅱ-②	健康行動変容の理論と実践		堤 俊彦
16:10～16:20	( 10分)		休憩		
16:20～16:50	( 30分)	試験Ⅰ 試験Ⅱ	健康に影響を及ぼすパーソナリティ 健康行動変容の理論と実践		大平 曜子 堤 俊彦
16:50～17:10	( 20分)		事後アンケート		

※時間割については、変更の可能性がありますので、予めご了承ください。

平成 27 年度 免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】シラバス

講習科目名	健康教育推進へのステップ①	
開 講 日	平成 27 年 8 月 9 日（日）	
時 間 数	6 時間	
受講対象者	小学校教諭、中学校教諭（保健体育）、高等学校教諭（保健体育）、特別支援学校教諭（保健体育）、養護教諭	
担当講師	加藤和代、柴田順子	
講習の概要	講習Ⅰ	<p>児童生徒の現代的な健康課題と健康教育/健康課題への対応</p> <p>社会環境の変化などにより、深刻化している子どもたちの様々な健康課題に対応する学校での健康教育の推進が求められている。</p> <p>本講習では、子どもの現代的健康課題についての理解を深めるとともに、健康課題を解決するための「体育科」「保健体育科」と関連させた保健指導のあり方を考える。さらに学級活動における保健指導の学習指導案の作成などを通して保健教育の一層の推進につなげる学びに資する。</p> <p style="text-align: right;">〔担当：加藤和代〕</p>
	講習Ⅱ	<p>保健管理から保健指導へ</p> <p>学校保健活動を推進していく上で、保健管理と保健指導は両輪の役目を果たしている。</p> <p>本講習では、保健管理における心身の健康管理から、養護教諭の専門性を生かした個別の保健指導への進め方について理解を深める。「健康診断と保健指導」「疾病の予防及び管理と保健指導」等、養護教諭を中心に関係教職員等と連携した事例をもとに保健指導について考える。</p> <p style="text-align: right;">〔担当：柴田順子〕</p>
評価方法	筆記・実技試験の成績により評価します。講習Ⅰ及び講習Ⅱで 100 点満点となる成績評価を行い、60 点以上を合格とし、履修認定を行います。	
成績評価の観点	講習Ⅰ	<p>児童生徒の現代的な健康課題と健康教育/健康課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の健康課題の現状についての理解</li> <li>・ 健康課題の解決につなげる保健指導のあり方についての考察</li> </ul>
	講習Ⅱ	<p>保健管理から保健指導へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健管理からつないでいく保健指導への理解</li> <li>・ 関係教職員等と連携した保健指導についての理解</li> </ul>
使用する教材等	必要に応じて資料を配付する。	

講習科目名	健康教育推進へのステップ②	
開 講 日	平成 27 年 8 月 10 日 (月)	
時 間 数	6 時間	
受講対象者	小学校教諭、中学校教諭（保健体育）、高等学校教諭（保健体育）、特別支援学校教諭（保健体育）、養護教諭	
担当講師	戸田芳雄	
講習の概要	講習 I	保健教育の充実
		<p>学校における健康教育は、学習指導要領総則「体育・健康に関する指導」において、発達段階に応じて、教育活動全体を通じて行うこととしている。</p> <p>本講習では、保健教育を充実するため、教科「保健」と特別活動における保健指導の特質などを整理し、学習指導要領における保健教育について理解を深める。</p> <p>さらに、学習指導案の作成などを通して、養護教諭と保健教育との関わりについて改めて考察し、学校保健における保健教育の新たな一歩に結びつく学びに資する。</p> <p style="text-align: right;">〔担当：戸田芳雄〕</p>
評価方法	筆記・実技試験の成績により評価します。 100 点満点となる成績評価を行い、60 点以上を合格とし、履修認定を行います。	
成績評価の観点	講習 I	保健教育の充実
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領における保健教育の内容や特質についての理解</li> <li>・ 講義内容の理解を元に、養護教諭と保健学習充実へのかかわりについての考察</li> </ul>
使用する教材等	必要に応じて資料を配付する。	

講習科目名	健康教育推進へのステップ③	
開 講 日	平成 27 年 8 月 11 日（火）	
時 間 数	6 時間	
受講対象者	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭、養護教諭	
担当講師	大平曜子、堤俊彦	
講習の概要	講習 I	<p><b>健康に影響を及ぼすパーソナリティ</b></p> <p>健康教育は個人の行動や生活習慣の改善をめざすという点で、個人に向けられる場合が多い。健康行動やライフスタイルの説明を、個人の責任に帰することで終わらせることはないが、病の発症や進行にパーソナリティ特性が影響するというのも確かであろう。</p> <p>本講習では、健康なパーソナリティを概観し、健康教育推進上、考えておくべき疾病誘発パーソナリティやその予防介入についてみていく。また、健康が社会心理的文脈で語られることも多いことから、健康に関連する社会性の強い事柄についても考えていく。</p> <p style="text-align: right;">〔担当：大平曜子〕</p>
	講習 II	<p><b>健康行動変容の理論と実践</b></p> <p>私たちの日常は、喫煙や薬物、過食、運動不足、ストレスやうつ、不安など、健康を阻害する要因に満ちている。より健康でありたいと思いつつも誘惑に勝てなかったり、余計なストレスを溜め込むなど、健康に良くない習慣を身につけてしまう人は多い。</p> <p>本講習では、行動変容理論の学習を通し、人の行動がどのようなメカニズムで身につくのかを理解した上で、望ましい行動を増やし不健康行動を減らすための、認知行動的方略を用いた実践法を学ぶ。</p> <p style="text-align: right;">〔担当：堤 俊彦〕</p>
評価方法	筆記・実技試験の成績により評価します。講習 I 及び講習 II で 100 点満点となる成績評価を行い、60 点以上を合格とし、履修認定を行います。	
成績評価の観点	講習 I	<p><b>健康に影響を及ぼすパーソナリティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康行動に影響を及ぼすパーソナリティと関係要員の理解</li> <li>・健康を脅かす行動と予防的介入について考察し、説明できる</li> </ul>
	講習 II	<p><b>健康行動変容の理論と実践</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の健康行動がどのようなメカニズムで学習されるかの理解</li> <li>・望ましい健康行動を身につけるための認知行動的方略の獲得</li> </ul>
使用する教材等	必要に応じて資料を配付する。	

## 免許状更新講習成績審査基準

1. 欠席、15分以上の遅刻、途中退席は、講習を放棄したものとみなし、成績審査を行いません。
2. 成績審査については、合格・不合格で評価を行います。
3. 履修認定は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部が実施する筆記試験等による成績審査に合格した者に対して行います。成績審査基準は次のとおりとし、不合格と評価された者のみ不認定とします。各講習とも講習時間を充足しない場合は認定の対象としません。

評語	点数	評語の定義	判定
S	100点～90点	当該事項の到達目標の内容をほぼ完全に理解し、説明できるものと認められる。	合格
A	89点～80点	当該事項の到達目標の内容を十分に理解し、説明できるものと認められる。	
B	79点～70点	当該事項の到達目標の基幹部分は理解し、説明できるものと認められる。	
C	69点～60点	当該事項の到達目標のうち、最低限の部分は理解し、説明できるものと認められる。	
F	59点～0点	当該事項の到達目標に及ばない。	不合格

4. 履修認定の結果については、『認定』の場合は「免許状更新講習履修証明書」、『不認定』の場合は文書を持ってお知らせします。

## 受講申込みにあたっての注意点

募集要項に、申込方法等の詳細を掲載しております。必ず熟読の上、お申込ください。お申込みにあたり、以下のチェック項目をご確認ください。

- あなたは受講対象者ですか。  
ご不明の場合は、免許管理者（各都道府県の教育委員会）にお問合せください。
- 万が一講習が中止になった場合の振替日について確認しましたか。  
振替日を設定しております。振替日の講習を欠席された場合、受講料の返還はいたしませんので予めご了承ください。
- 受講申込書に記載漏れ、印漏れはございませんか。
  - ・ 申込印は押印しましたか
  - ・ 修了確認期限・有効期間の満了年月日は記載しましたか
  - ・ 有効期間延長の有無について記載しましたか
  - ・ 証明者記入欄に、証明をもらっていますか
- 受講申込書類として以下の3点を同封しましたか。
  - ① 受講申込書
  - ② 事前調査書
  - ③ レターパックライト（郵便局で購入できます。）

※書類に不備があった場合等、本学より電話連絡にて確認、場合によっては書類を返送いたします。本学より（079-427-9551）着信がございましたら、折り返しご連絡ください。不備のある申込書類は受付できませんので、ご提出前によくご確認の上、お申込みください。

平成27年度免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】受講申込書

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな 氏名	-----		申込印	生年月日	昭和 年 月 日	<p>(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm</p>
連絡先	(〒 ー ー) 都道府県 市区町村		(TEL) ー ー (携帯) ー ー			
受講対象者の区分  ※①~④の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務している者	(勤務校(園))	(職名) 該当職を○で囲んでください。 教諭・助教諭・講師 養護教諭・養護助教諭 栄養教諭 実習助手・寄宿舎指導員 学校栄養職員・養護職員			
	②教員採用内定者・教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)				
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等の元勤務先)				
	④その他(保育士等)	(勤務先)	(職名)			

○ 所持する免許状について記入してください。 ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭(普通)専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、別紙に記入し添付してください。

修了確認期限・有効期間の満了の年月日	平成 年 月 日	期間延長の有無	該当する方を○で囲んでください。 有 ・ 無
--------------------	----------	---------	---------------------------

○ 受講を希望する講習に○を記入してください。

区分	講習の名称	開設日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項	健康教育推進へのステップ①	8月9日(日)
	健康教育推進へのステップ②	8月10日(月)
	健康教育推進へのステップ③	8月11日(火)

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

裏面(証明者記入欄)に続きます。

裏面の証明者記入欄を校長等より受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は、「受講対象者の証明方法について」を参照ください。

**〔証明者記入欄〕** ※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

表面記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

表面記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 年 月 日

証明者名 (機関名・役職名)  
(氏 名)

印

(参考)

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭（普通）専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭 （普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭 （普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	授与年月日 平成●●年●●月●●日

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入欄〕

受講対象者の区分		証明の方法
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①）	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士（※注） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第23号）の施行（平成25年8月8日）により、認可保育所に勤務する保育士は、設置者が幼稚園を設置しているかどうかにかかわらず、受講対象者となった。



大学記入欄

## 平成 27 年度免許状更新講習【選択：健康教育推進へのステップ】 事前調査書

- 本学の更新講習の参考とするため事前調査を実施いたします。  
○本調査書は、受講申込書と一緒に郵送いただきますようご協力をお願いいたします。

氏 名

<b>① 本学の講習を希望した理由をご記入ください。</b>		
a 自宅から近距離である b 日程の都合がよい c 講習内容に関心がある d 担当講師に関心がある e 本学の卒業生である f その他 ( )		
<b>回答欄（記号を○で囲む。複数回答可）</b>		
8/9(日)健康教育推進へのステップ①	8/10(月)健康教育推進へのステップ②	8/11(火)健康教育推進へのステップ③
a ・ b ・ c ・ d ・ e	a ・ b ・ c ・ d ・ e	a ・ b ・ c ・ d ・ e
<b>② 本学の講習を何で知りましたか。（記号を○で囲む。複数回答可）</b>		
a 大学のホームページ b 文部科学省または兵庫県のホームページ c 同僚、知人等から紹介された d その他 ( )		
<b>③ 講習で特に取り上げて欲しい内容や質問等をご記入ください。</b>		
8/9(日)健康教育推進へのステップ①		
8/10(月)健康教育推進へのステップ②		
8/11(火)健康教育推進へのステップ③		

- ご協力ありがとうございました。  
ご記入いただきました内容等は、可能な限り講習内容に反映するよう努めてまいります。  
なお、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。  
○この事前調査による回答内容は、免許状更新講習に関する業務以外に使用いたしません。